慶應義塾大学学術情報リポジトリ
Keio Associated Repository of Academic resouces

Title	情報提供義務違反に対する救済としての相手方の信頼の実現
Sub Title	La consécration de la confiance légitime du contractant comme une sanction contre l'inexécution de l'obligation d'information
Author	大塚, 哲也(Otsuka, Tetsuya)
Publisher	慶應義塾大学大学院法学研究科
Publication year	2012
Jtitle	法學政治學論究 : 法律・政治・社会 (Hogaku seijigaku ronkyu : Journal of law and political studies). Vol.94, (2012. 9) ,p.65- 100
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	
Genre	Departmental Bulletin Paper
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN10086101-20120915-0065

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

情報提供義務違反に対する救済としての相手方の信頼の実現

大塚哲也

一　はじめに
二　わが国の保険契約に関連する情報提供義務論
(一)　保険契約に関連して提供されるべき情報
1　法律により提供することが要求されている情報
2　具体的な紛争において提供が要求される情報
(二)　情報提供義務違反に対する救済
1　損害賠償法上の救済
2　契約法上の救済
(三)　小　括
三　フランスにおける保険契約に関連する情報提供義務論
(一)　フランスにおける情報提供義務論の概観
(二)　保険契約に関する情報提供義務違反に対して判例の認める救済
1　保険者の情報提供義務違反が問題となる事案
(1)　担保の対象についての情報の欠如
(2)　免責条項についての情報の欠如
2　第三者の情報提供義務違反が問題となる事案
(1)　貸金の返済を担保する保険についての金融機関の情報提供義務違反
(2)　その他の事案における情報提供義務違反
(3)　裁判例のまとめ
(三)　学説による理論化
1　学説による承認
2　学説による理論化
(1)　民事責任における民事罰の機能という観点からの理論化
(2)　外観法理を基礎とした契約の解釈という観点からの理論化

(3) 議論の発展
(四) 小括
四 考察
(一) 相手方の信頼の実現という救済の妥当性
(二) わが国の議論との比較
(三) 小括
五 結びにかえて

一 はじめに

ある契約を締結したもののそこから期待どおりの利益を獲得できなかった当事者にいかなる救済を与えるべきか。本稿は、契約法上の諸制度の結束点たる契約内容の確定という側面からこの問題を検討するための基礎作業を行うものである。もっとも、契約内容の確定手段たる契約解釈に関しては既に多くの先行研究[1]が存することから、本章では、本稿の基礎とする問題意識を明確化することで本稿の具体的な検討課題を明らかにしたい。

契約当事者が契約から期待どおりの利益を獲得できなかった原因が契約締結過程での相手方の不適切な情報提供に存する場合、このような当事者の救済として、情報提供義務[2]違反に基づく救済を認めるべきことが説かれている[3]。もっとも、従来の議論では、不法行為に基づく代金減額的な損害賠償や詐欺ないし錯誤の規定の拡張的な利用による契約の無効化がこのような救済の具体的な内容として主張されるに留まり、情報提供義務を契約解釈と接合させる形で考察する見解は広く支持されてはこなかった[4]。

一方フランスでは、情報提供義務違反により相手方に一定の信頼が生じた場合にその信頼どおりの内容での契約の成立を承認するという形で情報提供義務と契約解釈を接合させる見解が主張されており[5]、これに基づく議論も展開されている。確かに、フランスの解釈論をわが国の解釈論へ直結させることには慎重でなければならないが、契約締結

過程で不適切な情報提供がなされた場合の当事者の救済を考える際には、まず契約解釈が問題とされるべきであることからすると[6]、わが国でも、情報提供義務違反に対する救済として、相手方が信頼した内容での契約の成立を契約の解釈を通じて認めることの是非が検討されるべきであるといえよう。そうだとすると、このような検討との関係で、情報提供義務と契約解釈とを接合させるフランスでの議論の分析には意義があるものと考えられる。

この分析においては、フランスでの保険契約に関連する情報提供義務をめぐる判例及びそれに基づく学説上の議論を分析することが重要である。なぜなら、情報提供義務と契約解釈を結びつけるフランスでの議論は、保険契約に関連する事案をめぐる裁判例に現れた相手方の信頼の実現という救済を学説が理論化する中で主張されたものだからである。

このことから、本稿では、主として保険契約に関連する事案を念頭に置きながら、情報提供義務違反に対して相手方の信頼の実現という救済を認めることの意義を明らかにしたいと考えている。この点、保険契約に関連した情報提供義務についてはわが国でも議論があり、これとの対比によりフランスの議論をより良く理解できるものと思われることから、本稿では、まず、保険契約に関連する情報提供義務に関するわが国の議論を概観した上で（第二章）、その後、フランスの判例及び学説が情報提供義務違反に対する相手方の信頼の実現という救済を承認していることを確認し（第三章）、最後に、この救済がフランスにおいて承認された根拠について検討することとしたい（第四章）。

二　わが国の保険契約に関連する情報提供義務論

情報提供義務の根拠とされる契約交渉当事者間の構造的な情報格差[7]は、保険者の作成する複雑な保険約款を用いて締結されることの多い保険契約の場面でも現れるため、保険契約に関する情報提供義務[8]はわが国でも議論の対象とさ

れている。[9] そして、この議論に対しては、この場面で提供が義務付けられる情報内容の特殊性が影響を与えているように思われることから、本章では、保険契約の締結過程で提供が求められる情報の内容を確認した上で（一）、情報提供義務違反に対する救済に関するわが国の議論を分析する（二）。

（一）保険契約に関連して提供されるべき情報

1　法律により提供することが要求されている情報

わが国では、保険者の情報提供義務は保険業法（以下、「業法」という）において規定されている。[10] 確かに、業法上の義務は私法上の義務と性質を異にするものではあるが、[11] 保険契約の締結過程で提供されるべき情報の内容を理解するにはこれを含めた考察が有益であるため、本項では業法上の情報提供規制につき簡単に確認する。

業法は、保険募集の際の情報提供行為の規制として、三〇〇条一項で、虚偽告知及び契約条項[12]中の重要事項[13]の不告知の禁止（一号）、告知妨害の禁止（二号・三号）、不当な乗換募集の禁止（四号）、不当な比較情報提供の禁止（六号）、不当な配当予想等の禁止（七号）について、一〇〇条の二で、保険者の重要事項説明義務についてそれぞれ規定しており、一〇〇条の二の定める重要事項に関しては、業法施行規則五三条一項が、変額保険における保険金の額の不確実性等といった一定の保険契約に特有のリスクに関わる重要事項（一号～四号）や変額保険等の特別勘定による保険の資産運用上の重要事項（五号・六号）、保険契約の内容のうち重要な事項（八号）がこれに当たると規定している。[14]

これらの規定に関しては、その中で契約内容についての情報提供義務が認められている点が重要である。従来の議論がこのような情報提供義務を正面から問題とするものでなかったことに鑑みると、[15] この点は保険契約に関する情報提供義務論の特色といえる。[16]

2　具体的な紛争において提供が要求される情報

上記の特色は実際の紛争においてより顕著な形で現れている。すなわち、保険契約に関する多くの実際の紛争では免責条項や特約の存在といった契約内容についての不適切な情報の提供が問題とされているのである[17]。具体的には、自動車運転者損害賠償責任保険（ドライバー保険）の内容[18]や自動車保険契約における若年運転者不担保特約[19]、火災保険における地震免責条項[20]についての不適切な情報提供等が問題とされている。確かに、変額保険などの金融商品としての性質を有する保険に関してはそのリスクについての情報提供が要求されており[21]、これと異なる傾向も見て取ることができるが、保証商品としての性質を有する保険に関しては、契約内容自体についての不適切な情報提供が問題とされることが多いといえる。なお、その理由は、保険契約が約款により締結される契約であり、その内容が複雑なものであるため、保険契約者が自己の締結する保険契約の内容を正しく理解せずに契約を締結することが多いという点に求められるものである[22]。

(二)　情報提供義務違反に対する救済

保険者が保険契約の内容にかかる情報提供義務に違反した場合、保険契約者が契約時に期待した保険給付を得られないという状況が生じる。このような保険契約者の救済については、保険者の損害賠償責任を認めるという形の救済（1）と、契約法上の問題として保険者に生じる不利益を解消するという形の救済（2）とが検討されている。

1　損害賠償法上の救済

一方で、保険者の情報提供義務違反に対する救済として、一般の情報提供義務違反に対する救済と同様にいわゆる原状回復的損害賠償[23]が認められることには特に問題がない[24]。この場合、保険契約者は支払済保険料相当額の損害賠償を受けることとなる。

他方で、保険契約では、契約締結時に期待した保険給付を受けられなかった保険契約者が保険給付相当額の損害賠償（履行利益的損害賠償）を請求することも多いため、このような賠償請求の可否についても検討が加えられている。[25] 従来の情報提供義務論ではもっぱら原状回復的損害賠償が問題とされてきたことに鑑みると、履行利益的損害賠償についての議論の存在は保険契約に関連する情報提供義務論の特色といえる。

もっとも、このような損害賠償を認めるためには、情報提供義務違反と保険給付相当額の損害（履行利益的損害）との間に因果関係が認められる必要があるが、その認定には困難が伴うといわれている。[26] なぜなら、保険契約者の期待した保険契約がそもそも保険商品として存在しない場合や、そのような保険契約が保険商品として存在していたとしても、保険契約者がその保険契約を締結したことの蓋然性が認められない場合にはこのような因果関係を認めることができないからである。実際、この種の損害賠償を認める裁判例は極めて少ない。[27]

2　契約法上の救済

契約法上の救済としては、合意の瑕疵に関する規定による契約の解消（契約解消型救済）と約款条項の解釈[28]や不当条項規制[29]を通じた契約内容の調整（契約実現型救済）とが検討されている。このうち、合意の瑕疵に関する各制度の拡張的利用[30]は従来の議論でも検討されていたものである。[31] 他方で、契約実現型救済は一般的な情報提供義務論ではこれまで十分に議論されてこなかったものであり、[32] このような救済についての議論の存在は保険契約に関連する情報提供義務論の特色といえる。よって、本項では契約実現型救済に関する議論について、判例の傾向に対する学説の評価という観点から確認する。

保険契約に関する情報提供義務が問題となる事案では、保険者側から不適切な情報提供を受けた保険契約者が、保険者に対して、自己が期待した内容での保険契約の履行（保険金の支払）を請求することが多いものの、これを認容する裁判例は少ない。[33]

この要因としては、保険契約の有する約款による定型的大量取引としての性質や保険契約の前提をなす保険制度の技術構造の特殊性ゆえに、契約締結過程で生じた個別の保険契約者の期待を契約解釈において考慮することが困難であることが指摘されている[34]。このうち、保険制度の技術的構造の特殊性は、保険制度が大数の法則に基づく危険率計算を基礎とした給付反対給付均衡の原則及び収支相当の原則に則って運営される制度である点に由来するものである。このような性質を考慮する場合、個別的な事情に基づく保険契約者の請求を認めるならば、保険料を引き上げざるを得ないことから、保険契約者間の平等処遇の問題が生じるため、上記のような請求の承認は困難と考えられているのである[35]。

学説上は、保険の技術構造の規範性を否定することや約款の拘束力を制限的に解することによる契約実現型の救済の拡大も説かれているが[36]、多くの見解は、多数の契約の画一的な規律をもたらす約款の特質を根拠に、保険契約の画一的な解釈を承認している（客観的解釈の原則）[37]。このような解釈による場合には、判例と同様に、保険者側の情報提供義務違反に対して契約実現型の救済を認めることは困難となる。

㈢ 小括

わが国の保険契約に関する情報提供義務論の特色としては、第一に契約内容についての情報提供義務が議論の対象となっていること、第二に情報提供義務違反に対する救済として履行利益的損害賠償及び契約実現型の救済が検討されているということが挙げられる。もっとも、救済に関して履行利益的損害賠償や契約の実現型の救済の必要性は認められているものの、情報提供義務違反と履行利益的損害との間の因果関係の承認の困難さ及び保険契約の解釈において個別の保険契約者の期待を考慮することの困難さから、これらの救済は十分に活用されてはいないというのが、わが国の議論の現状である。

三　フランスにおける保険契約に関連する情報提供義務論

本章では、フランスでの議論について、フランスの情報提供義務論の一般的な特色について概観した上で（一）、保険契約に関する情報提供義務違反に対して裁判例が認める救済を分析した後に（二）、これに対する学説の対応を確認していく（三）。

（一）　フランスにおける情報提供義務論の概観[38]

フランスでは、二〇世紀の中頃以降、情報の不均衡が契約当事者間の均衡を害することが意識されるようになると、民法典一一三四条三項を基礎に一定の契約当事者に情報提供義務を課す判例が現れ、学説も次第にこれを承認するようになっていったといわれているが[39]、このようなフランスの情報提供義務論の特色として次の三点が挙げられる。

第一に、その対象となる紛争類型の多様性が挙げられる。すなわち、わが国の議論が主として不動産取引やフランチャイズ契約、投資取引を対象としてきたのに対し、フランスでは、裁判例に現れた多様な紛争類型における情報提供義務が包括的に議論の対象とされているのである[40]。具体的には、保険契約はもちろん、動産取引から請負契約などの役務提供型の契約に至るまで[41]多様な類型の紛争が情報提供義務論の対象とされている[42]。

第二に、情報提供義務がこのような紛争における既存の制度による解決が困難な問題に対処するための道具として捉えられている点もフランスの議論の特色である[43]。このことから、フランスでは情報提供義務が高度の相対性を帯びた義務として理解されており[44]、このような理解がその要件論や効果論にも影響しているといわれる[45]。

第三に、第二の点とも関係して情報提供義務の違反に対する救済が多様なものとなっていることもフランスの議論

の特色である。具体的には、特別な救済が法定されていない場合にも、情報提供義務違反は民事責任としての損害賠償や詐欺ないし錯誤といった合意の瑕疵に基づく契約の無効、さらには担保責任をも生じさせるものと考えられている[46]。

以下では、このような特色に留意しながら、保険契約に関する情報提供義務違反に対して裁判例の採用する救済及び学説によるその理論化の過程について分析していく。

(二) 保険契約に関する情報提供義務違反に対して判例の認める救済

保険契約に関する情報提供義務は、フランスの判例[47]及び立法[48]でも承認されており、その多くが保険契約により提供される担保の存否又は範囲という契約内容にかかる情報の提供を要求するものである点はわが国と同様である。もっとも、情報提供義務違反に対して承認される救済はわが国とは異なっている。すなわち、フランスの裁判例は情報提供義務違反により相手方に生じた信頼の実現という救済を承認しているのである[49]。以下ではこのような救済を認める裁判例を、保険者の情報提供義務違反が問題となる事案と保険者以外の第三者の情報提供義務違反が問題となる事案に区別しつつ分析する。

1 保険者の情報提供義務違反が問題となる事案

(1) 担保の対象についての情報の欠如

〈破毀院民事第一部一九八六年五月二五日判決[50]〉

自動車整備工Xは、保険会社Yとの間で責任保険契約を締結する際に、Yの用意した質問表を用いて、自己が預かった財産に生じた損害を当該保険による担保の対象に含めるようYの係員に要求した。Yはこのような担保を含まない保険約款を作成したにもかかわらず、Xの要求が受け入れられなかったことをXに知らせなかった。Xに自動車

の整備を依頼したAは、Xの整備不良により自動車が壊れたため、Xに対して、自動車に生じた損害の賠償を請求した。Xから当該損害賠償にかかる保険金の支払を求められたYは、当該損害についての担保の不存在を理由にこれを拒絶した。このため、XはYに対して保険金相当額の損害の賠償を求めて訴えを提起した。原審は、Xによる担保の要求が真実の合意の外観を有するものであったこと、及び、Yの沈黙が詐欺と同質のフォートを構成し、これにより合意の真実性及び範囲についてYがXを欺いたといえることを理由に、Xの請求を認容した。原審が保険契約の解釈を誤るものであるとしてYが上告したところ、破毀院は次のように述べてこれを棄却した。

「控訴院は、保険契約を適用したのではなく、Xに対して損害賠償請求権を認めることにより、保険者の情報提供義務違反に対して制裁を加えたものであって、Yによる上告には理由がない」。

(2)　免責条項についての情報の欠如

〈破毀院民事第一部一九八七年二月一〇日判決[51]〉

Xは、バイクの同乗者に対する責任保険契約を締結するためY保険会社に問い合わせたところ、ある責任保険契約の締結を勧められたことから、この契約を締結した。Xの起こした交通事故により彼のバイクの同乗者が死亡したところ、Yは、二輪車に無償で乗車していた者に生じた損害が担保の対象から排除される旨の約款中の規定及び署名された契約書中の同乗者についての個別の担保を排除する旨の記載を理由に、保険金の支払を拒絶した。このため、XがYに対して保険金相当額の損害賠償を求めて訴えを提起したところ、原審は、Yの情報提供義務違反を理由にこれを認容した。このような情報提供義務違反が保険金相当額の損害賠償を生じさせるものではないとの理由でYが上告したところ、破毀院民事第一部は、次のように述べてこれを棄却した。

「控訴院は、XがYに対してバイクの同乗者に対する責任の担保を要求したことを専権的に確認した上で、Xに対してこのような担保を含まない保険契約を締結させつつ、このような担保の存在についてXに正当な信頼を生じさせるような約款を作成したことで、Yが顧客との関係で全ての保険者が負う情報提供義務に違反したと判断し、また、このような情報提供義務違反により生じる損害が危険実現時の担保の不存在と一致することを理由に、その賠償額がこの危険の塡補に必要な金額と等しいものであることを専権的に判断したものであって、Yの上告には理由がない」。

これらの判決は、保険者の情報提供義務違反により保険契約者が保険契約の担保の対象又は範囲を誤信した場合に、保険契約者が信頼した内容の保険契約によれば彼が得ることができたであろう保険給付に相当する額の損害賠償を認めるものである。この救済は保険契約者が信頼した内容の保険契約が成立したのと同様のものであるといえることから、これらの判決は、情報提供義務違反に対して、これにより相手方に生じた信頼を実現するという救済を採用するものと評価できる。

このような救済を認める裁判例は多くはない。もっとも、フランスでは保険法典L.一一三―一条一項が保険約款中の免責条項の明確性及び限定性を要求しており、これを欠く免責条項を保険者は保険契約者に対抗できないとする裁判例が蓄積されている(52)。この規定を免責条項に関する保険者の情報提供義務を定めるものと解するならば、これらの裁判例も上述の判決と同様の救済を認めるものといえる。

2　第三者の情報提供義務違反が問題となる事案

保険契約に関しては保険者以外の第三者が情報提供義務を負うことも多く、フランスの裁判例はこのような第三者の情報提供義務違反の場合にも相手方の信頼の実現という救済を認めている。この救済は融資の際に金融機関が貸金

の返済担保のための保険契約に借主を加入させる場面で多くみられるため、本項ではこの場合を中心に裁判例を分析する。

(1)　貸金の返済を担保する保険についての金融機関の情報提供義務違反

〈破毀院民事第一部一九八四年二月二一日判決[53]〉

Yは X銀行との間で不動産の取得を目的とする消費貸借契約を締結した。Yは、死亡及び障害の危険を担保する為に、XA間で締結される団体保険への加入を申請した。Xは、この申請が認められなかった旨の通知をAから受けたが、これをYに知らせなかった。Yが疾患を理由に債務の返済を拒絶したため、Xは残債務全額の支払を求めて訴えを提起した。原審は、Yの負担する債務が情報提供義務違反によりXの負うべき損害賠償債務と相殺されることを理由に請求を棄却した。自己がYに対して情報提供義務を負うものではないとの理由でXが上告したところ、破毀院は次のように述べてこれを棄却した。

「Xの締結した消費貸借契約が団体保険により担保されるものである以上、Xは債務者に対して情報提供義務を負っていたにもかかわらずこれに違反したといえるのであって、控訴院の判断は正当なものであったと評価できる」。

〈破毀院民事第一部一九八五年五月六日判決[54]〉

X夫妻は、建物の建築資金を確保するためY基金から融資を受けた。X夫は、融資の際のYの勧誘に応じ、YA間で締結される死亡障害保険（団体保険）に加入した。数年後、X夫は肺の病気にかかり就業が困難であると診断された。Aは、X夫が加入した保険契約の担保の対象となる障害が日常生活において第三者の介助を必要とする障害に限られており、このことは被保険者に対して交付される書類に記載されていたこと、及び、X夫の障害は第三者の介助

を必要とするものではないことを理由に、X夫妻の債務を負担することを拒絶した。この債務を代位弁済した連帯保証人Bから求償を求められたX夫妻は、Yに求償額相当の損害賠償を請求した。原審がYの不正確な情報提供がフォートに当たることを理由にこれを認容した。自己にフォートがないことを理由にYが上告したところ、破毀院は次のように述べてこれを棄却した。

「保険法典R.一四〇―五条[55]によれば、団体保険において保険契約者が加入者に交付すべき通知は加入者の権利義務を正確にまとめたものでなければならないとされている以上、控訴院の判断は正当なものである。というのは、本件で死亡及び障害の危険を担保する団体保険の加入者に対して交付された通知は、障害の内容についての不正確な記載を含んでおり、加入者をしてその担保の範囲を誤解させるものであったという点で、この要求を満たしていないからである」。

〈破毀院民事第一部一九八七年二月一七日判決[56]〉

X夫妻は建物購入のためY銀行からそれぞれ融資を受けたが、この融資は貸金の返済を担保するための団体保険への加入を伴うものであった。契約締結の際にX夫に交付された書類の「共同被保険者」欄には、夫婦それぞれの名前が借入金の額及び保険料とともに記載されていたが、X妻が受け取った書類の同欄には夫妻のどちらの名前も記載されていなかった。Yはそれぞれの契約で定められた保険料を定期的に徴収した。数年後、X妻の死亡を理由にX夫からYは保険金の支払を求められたが、保険契約の被保険者がX夫のみであることを理由にこれを拒絶した。X夫がYに対してX妻を被保険者とする保険の不存在による損害の賠償を求めて訴えを提起したところ、原審はこれを認容した。自己がX妻の死亡も担保されるとの信頼をX夫に生じさせたとはいえないとの理由によるYの上告に対し、破毀院は次のように述べてこれを棄却した。

「X夫妻の締結した消費貸借契約が借主の団体保険への加入を予定していたこと、X妻が『被保険者』の資格で受け取った文書中には保険料の記載が存在し、保険契約者たるYがX夫と同様にX妻からもこれを実際に徴収していたために、Yは、確かにX夫のみを被保険者としたものではあるが、団体保険の契約者が加入者に対して負う情報提供義務に違反して、X妻も被保険者であるとの誤信を生じさせたといえること、及び、YがX夫妻に交付した書類によっては、X夫妻は保険契約の正確な範囲を知ることができなかったといえること」から、控訴院の判断は正当と評価できる。

〈破毀院民事第一部一九九二年一月二八日判決[57]〉

X夫妻はY信用金庫との間で金銭消費貸借契約を締結した。この契約には、「借主Xが、借主の死亡及び障害の担保を目的としてYが締結する団体保険に加入し、Yの求めに応じて保険料を前払する旨の条項」が含まれていた。X夫はこの保険契約に加入したが、この契約はX妻の死亡及び障害を担保の対象とするものではなかった。X妻の死亡を理由に債務の返済を拒むX夫に対してYがその支払を求めたところ、X夫は、当該保険契約の担保の対象及び範囲についてYが情報提供義務に違反したことを理由に、Yに対して残債務相当額の損害賠償を求める訴えを提起した。原審がこれを認容したためにYが上告したところ、破毀院は次のように述べて上告を棄却した。

「控訴院は、専権的な判断により、消費貸借契約中の条項によりそれぞれが被保険者となるとの誤解がX夫妻に生じたこと、この誤解は保険契約への加入申請書の文言や、銀行の取引慣行、被保険者の指定条項によっては解消されなかったことを認定し、この事実に基づき、X夫妻に対して当該保険契約へ加入するのがX夫のみであることにつき注意を促さなかった点で、Yが団体保険の契約者に課せられた加入者に対する情報提供義務に違反したと判断したのであり、このような控訴院の判断は正当である」。

〈破毀院民事第一部一九九〇年五月二一日判決[58]〉

X夫妻は、自動車のファイナンスリース契約の締結に際し、Yリース会社がA保険会社と締結するユーザーの死亡及び障害時における自動車の賃料及び購入残代金の支払を担保する団体保険契約への加入を申請したが、当該保険契約はX妻のみを被保険者とするものだった。X夫の死亡による保険金の支払をAから拒絶されたX妻は、Yに対して、不完全な情報提供を理由に賃料及び残代金の支払を求めて訴えを提起した。控訴院がこれを棄却したのに対して、破毀院は次のように述べて控訴院判決を破棄した[59]。

「Yは、団体保険の契約者は加入者に対して加入により生じる権利義務について明確に認識させなければならないという保険法典R.一四〇―五[60]の定める情報提供義務に違反し、X夫をも被保険者とする保険契約が存在するとの誤解をX妻に生じさせたものであり、このような情報提供義務違反に基づき、YはX妻に対して責任を負う」。

これらの事案では、借入金の返済を担保するための団体保険への加入申請が却下された事実やこのような保険による担保の範囲又はその被保険者の範囲についての情報提供義務が問題とされており、裁判所は、この義務の違反に対する救済として当該保険による担保の不存在により借主が返済を余儀なくされた残債務相当額の損害賠償を認めている。この救済は団体保険加入者の立場から見ると自己が信頼した内容の保険契約が成立したのと実質的に同様のものであることから、この場合にも、裁判所は情報提供義務の違反に対してこれによって生じた相手方の信頼の実現という救済を採用していると評価できる。

(2)　その他の事案における情報提供義務違反

〈破毀院民事第一部一九七八年一〇月四日判決[61]〉

Xが Y に対して自動車を賃貸したところ、Yは事故により当該自動車に損害を生じさせた。Xがこの損害の賠償を Y に請求したところ、控訴院は、Xが契約締結時に当該自動車が「オールリスク保険」の対象とされているとの誤信を Y に生じさせたことを理由にこれを棄却した。Xからの上告を受けた破毀院は次のように述べてこれを棄却した。

「契約締結時に、賃貸目的物たる自動車が完全な担保の対象とされているとの誤信を Y に生じさせることとなったXの『軽率かつ不正確な』陳述は、Xに損害を生じさせたフォートを構成するものであり、これにより生じる損害額はXが Y に請求した賠償額と同額であるとした控訴院の判断は正当である」。

〈パリ控訴院一九八九年五月三〇日判決(62)〉

X夫妻は、Y旅行代理店との間で、オールリスク保険の付された自動車の賃貸借を含む、ギリシャへの旅行契約を締結した。X夫妻は、彼らの一方が責任を負うべき事故により他方に損害が発生した場合に生じる損害賠償責任も当該保険により担保されると考えていたが、ギリシャ法ではこの場合には保険金は支払われないこととなっていた。そのため、X夫妻が、Yに対して、保険金が支払われないことにより被った損害の賠償を請求したのに対して、パリ控訴院は次のように述べてこれを認容した。

「不正確で不完全な書類を利用したYは、担保の限界及び搭乗者の保険からの排除に関して通知をしたとはいえず、付加的な保険への加入の有益性について何らの注意も促さなかった点で責任を負うべきであり、自己の提供した不正確な情報と直接の因果関係のある担保の不存在により生じた損害を完全に賠償しなければならない」。

〈破毀院民事第一部一九八六年七月一六日判決[63]〉

Y（フランスアイススポーツ連盟）の会員であるXは、フィギュアスケートの練習中の事故により損害を被った。Xは、当該損害がYの締結する保険契約により担保されるものと考えていたが、当該保険契約はフィギュアスケート中の事故に固有の危険を担保の対象としていなかったため、Xは当該損害の完全な補償を受けることができなかった。このため、Xは、Yに対して、Yが適切な保険契約への加入を勧めなかったことがフォートに当たるとして、当該事故により生じた損害の完全な賠償を求めて訴えを提起したところ、控訴院はこれを認容した。このようなフォートと事故による損害との間に因果関係がないとの理由でYが上告したところ、破毀院は次のように述べてこれを棄却した。[64]

「会員のスケート中の事故の危険を担保する保険契約を締結したものの、会員たるXに対して、当該保険により提供される担保の総額についての情報を提供しなかったYにはフォートがあるといえ、このようなフォートにより、Xはフィギュアスケート競技に固有の高度の危険を担保するための個人的な措置をとることができなかったのである」から、控訴院の判断は正当である。

これらの判決はそれぞれ、保険契約を伴う自動車の賃貸借契約、旅行契約及びスポーツ団体への加盟契約に関連して、一方当事者が情報提供義務に違反して実際に存在する保険契約よりも担保の範囲の広い保険契約の存在を誤認させた場合に、このような情報提供義務違反に対する救済として、相手方が信頼した保険契約によれば担保の対象となっていた損害の賠償を認めるものである。このような救済は相手方にとって自己が信頼した保険契約が存在したのと実質的に同様の救済であることから、この場合にも裁判所は情報提供義務違反に対して相手方の信頼の実現という形の救済を承認しているといえる。

(3)　裁判例のまとめ

保険契約に関連する情報提供義務違反に対してフランスの判例が承認する救済についてこれまでみてきたところからは次の点を指摘することができる。すなわち、フランスの判例は、保険者のみならず金融機関からスポーツ競技の主催者に至るまで様々な類型の当事者に対して保険契約の存否ないし内容についての情報提供義務を課しており、その違反により相手方が一定の内容の保険契約の存在について信頼を抱いた場合には、このような相手方の救済として、信頼どおりの保険契約が実際に存在していた場合に彼が得たであろう保険給付に相当する額の損害賠償を認めているのである。このような救済は、情報提供義務違反の被害者が信頼した内容での保険契約の成立を承認するのと実質的に同様の意義を有するものといえる。このことから、フランスの判例では、情報提供義務違反に対して、民事責任に基づく損害賠償を通じて、これによって生じた相手方の信頼の実現という救済が承認されていると評価できるのである(65)。

(三)　学説による理論化

本節では、フランスの学説が、前節で確認した判例による救済を承認した上で（1）、その理論化を試みている点について確認する（2）。

1　学説による承認

判例の採用する相手方の信頼の実現という救済を情報提供義務違反に独自の救済として確認したのはメストルである。彼は一九九〇年の論考(66)の中で、前述の破毀院民事第一部一九八九年一〇月二五日判決やリヨン控訴院一九八九年四月二七日判決を引用し、保険契約上の担保の限界について十分な情報が提供されない場合に、情報提供義務違反の効果として被害者が期待した内容の担保が承認されることを確認し、これを情報提供義務違反に対する独自の救済と

位置付けたのである。これ以降、このような救済は情報提供義務に関する論文[67]や民事責任に関する概説書[68]でも取り上げられ、学説上承認されるに至っている。

なお、学説がこれを保険契約に関する事案に固有の救済として捉えるものではない点には注意が必要である。確かに、このような救済は主として保険契約に関する事案で採用されてはいるものの、判例は、その他の事案でも同様の救済を採用しており[69]、学説も、一般的な情報提供義務違反に対する救済としてこれを承認しているのである[70]。

2　学説による理論化

民事責任を損害填補のための制度と解すると、判例の採用する救済をその枠内で承認することは難しい。なぜなら、情報提供義務違反の被害者は契約の締結を断念する機会又はより有利な内容で契約を締結する機会を失ったに過ぎず[71]、情報提供義務違反と担保の不存在との間に因果関係を認めることが困難だからである。そのため、学説は様々な角度からこのような救済の理論化を試みている。具体的には、民事責任の民事罰としての機能という観点からの理論化を試みる見解(1)、外観法理を基礎とした契約の解釈という観点からの理論化を試みる見解(2)が挙げられるほか、近時ではこれを基礎とした議論の発展(3)もみられるところである。よって、本項ではこれらについて確認する。

(1)　民事責任における民事罰の機能という観点からの理論化

民事責任の民事罰[72]としての機能という観点からこの救済の理論化を試みるのはカルバルの見解である[73]。

この見解は、一九世紀以前に認められていた民事責任の民事罰としての機能（道徳化機能、規範的機能及び抑止機能）が、二〇世紀に生じた責任の客観化現象や責任保険制度の発展により減退したことを認めつつも、民事責任の民事罰的要素は今日でも存在しており[74]、これは法律主義や比例原則、手続保障といった諸原則に違反しない限りで承認されるべきであるとの立場から[75]、保険契約に関連する保険者や金融機関の説明義務違反に対して裁判例が承認している救済も、このような民事責任の民事罰としての機能の現れの一つとして積極的に理解しようとするものである。

(2)　外観法理を基礎とした契約の解釈という観点からの理論化[76]

カルバルの見解が、判例の承認する救済をあくまでも民事責任の枠内で把握しようとするものであるのに対して、この救済を民事責任とは独立の枠組、具体的には外観法理を基礎とした契約の解釈という枠組で理解する見解も存在する。この見解は、ファーブル・マニャンによる情報の拘束力の理論[77]に端を発するものである。

この理論は、合意の成立に影響を及ぼすべき事項について不適切又は不完全な情報が提供され相手方がこれを信頼した場合に、契約の領域の拡大を通じて、情報提供義務の違反者に対し、提供された情報どおりの内容での契約の履行を義務付けるものであり、情報提供義務違反に対する救済を契約の内容確定の次元で捉えるものである。

この理論の正当化根拠に関してファーブル・マニャンは、これと外観法理との共通性を指摘する[78]。すなわち、外観法理と情報の拘束力の理論は、前者は第三者を、後者は契約の相手方を保護するものである点で性質を異にするが、いずれも可視的な事実の存在及びこれに対する相手方又は第三者の信頼に基づき、その信頼どおりの権利発生を認める点で共通しているというのである。このことから、ファーブル・マニャンは、情報の拘束力の理論が外観法理類似の法理によって基礎付けられるものであると主張している。

ファーブル・マニャンの理論は、主要な概説書でも取り上げられ[79]、情報提供義務ないし外観法理に関する学説上の議論を喚起したが[80]、これを発展させた重要な議論としてダニス・ファトムの見解が挙げられる。彼女は、情報の拘束力の理論を発展させた契約の外観上の内容の拘束力の理論[81]を提唱し、これと契約解釈との接続を試みている。

まず、ダニス・ファトムは、情報の拘束力の理論が情報の欠如により契約内容について誤解した当事者を保護する理論であるにもかかわらず、その射程が誤った情報が提供された場合[82]に限定されていたこと[83]を批判し、保険契約の分野における多くの判例を引用しながら、情報が全く提供されなかった場合でも同様の救済を承認すべきことを主張する[84]。

その上で、彼女は、裁判例で承認されている広告書面への契約的効力の付与という救済[85]等とともに、上述の救済を「契約の外観上の内容がもつ拘束力」の理論として一般化し、その基礎に外観法理を措定する[86]。ここでは、ファーブル・マニャンの見解と異なり、外観法理類似の法理ではなく外観法理そのものがその理論の基礎として援用されている点が重要である。すなわち、この見解は外観法理を契約相手方の保護のためにも機能し得るものとして把握しているのである[87]。

さらに、ダニス・ファトムは、契約の外観上の内容がもつ拘束力の理論を契約の解釈手法として把握することを主張する[88]。すなわち、彼女は、慣習による解釈（民法典一一五九条）や条項作成者不利の原則（民法典一一六二条）等と並ぶ契約の客観的・目的論的解釈準則の一つとして、外観法理に基づく契約の解釈を提唱し、契約の外観上の内容の拘束力の理論をそこに統合するのである[89]。

(3) 議論の発展

相手方の信頼の実現という救済の外観法理に基づく契約解釈という枠組での理論化に関しては、この救済の根拠として外観法理を措定することに肯定的な立場とこれに否定的な立場の双方で更なる議論の進展がみられる。

第一に、外観法理に基づく理論化に肯定的な立場からは、外観法理を基礎とした独自の債務発生原因を承認する見解が主張されている[90]。この見解の提唱者であるC. グリマルディは、従来の債務発生原因に加えて「外観により相手方に信頼を生じさせた者は相手方がこのような信頼どおりの債務を負うこと」を内容とする準約束という独立の債務発生原因を承認すべきであると主張している[91]。この見解は、上述の構成と同様に外観法理を基礎としつつも、この救済を契約の外部において実現するものといえる。

他方で、外観法理を基礎とした理論化に否定的な見解も存在する。例えば、ウシエフは、判例の採用する救済の中には外観法理による説明が困難なものが存在することを理由に[92]、これをむしろ「行為又は規範体系の矛盾を非難しそ

の一貫性への回帰を導く」[93]独自の法理である一貫性原則によって理論化すべきであると主張している。この見解は、外観法理を基礎とすることには反対するものではあるが、判例の採用する救済をあくまでも契約の枠内で捉えようとするものであるといえる。

㈣　小　括

本章で確認してきたフランスの情報提供義務論は次のようにまとめられる。すなわち、フランスでは、情報提供義務違反に対して判例が承認する相手方の信頼の実現という救済を学説が理論化するという形で議論が展開されているのである。具体的には、フランスの判例は、主として保険契約に関する情報の提供が問題とされる事案で、情報提供義務を負う主体が保険者であるか否かを問わず、情報提供義務違反により相手方に生じた信頼を実現するという形の救済を承認しており、フランスの学説は、これを民事責任の民事罰としての機能という観点や外観法理に基づく契約の解釈という構成によって理論化しようと努めてきたものといえるのである。

四　考　察

本章では、相手方の信頼の実現という救済がフランスで承認されていることの理由につき、その妥当性（㈠）及び日仏間の議論の比較（㈡）という観点から検討する。

㈠　相手方の信頼の実現という救済の妥当性

情報提供義務違反に対する相手方の信頼の実現という救済がフランスでは主として保険契約に関連する事案で承認

されていることから、本節ではこの場面においてこのような救済が承認される要因という観点からその妥当性について検討する。

保険契約に関連する場面で相手方の信頼の実現という救済が承認されることの要因としては以下のものが挙げられる。

第一に、保険契約において個々の保険加入者が支払う保険料が彼に対して支払われる保険金に比べて通常遥かに少額であるという点がこの要因として考えられる。なぜなら、このような保険料と保険金の関係に鑑みると、契約解消型の救済は、保険料の全部又は一部の返還を実現し得るに留まる点で、この場面での適切な救済とはいえないからである。また、契約解消型の救済は情報提供義務に違反した保険者に対する制裁としても不十分なものである。なぜなら、このような救済は保険料の返還により保険者が保険契約上の義務を免れることを許すものだからである。この意味で、保険契約に関する情報提供義務違反に対しては相手方の信頼の実現という救済を認める必要性があるといえ、このことはフランスでの議論においても認識されている(94)。

もっとも、この要因は二次的なものである。なぜなら、この要因は保険契約に固有のものであり、これを重視するならばこのような救済は保険契約に固有の救済として理解されることになるが、フランスの学説は必ずしもそのように理解してはいないからである。

第二に、保険契約の締結過程で提供することが求められる情報の多くが契約の内容に関するものであるという点も、このような救済が承認される要因として挙げられる。なぜなら、契約内容についての不適切な情報提供があった場合、実際の契約よりも自己に有利な内容で契約が締結されたとの信頼が相手方に生じるため、このような相手方の救済のためにはこの信頼を実現させることこそが求められるからである。この点は、契約内容以外の事項について不適切な情報提供がなされる場合と対照的である。なぜなら、その場合に相手方が信頼した契約内容は実際に締結された契約

内容と同一であって、その実現につき彼は何らの利益も有しないため、これを実現する必要性も認められないからである。[95]

第三に、保険契約で保険者が負担する保険給付義務が原則として保険金支払債務という金銭債務の形態を取ることも保険契約に関連する事案でこの救済が承認される要因といえる。[96]なぜなら、情報提供義務違反に対して相手方の信頼の実現という救済を承認するとしても、相手方の信頼の内容が実現不可能な場合には、この救済を具体化することが困難であるのに対して、[97]金銭債務のような履行不能を観念できない債務に関してはこのような困難は生じないからである。[98]

以上より、保険契約に関連する情報提供義務の違反については、相手方の信頼の実現という救済を承認する必要性が高く（要因一及び二）、このような救済の承認に対する障害も少ない（要因三）といえ、[99]その限りでこの救済は妥当なものと評価できる。

(二)　わが国の議論との比較

情報提供義務違反に対する相手方の信頼の実現という救済を承認する点でフランスの議論はわが国の議論と対照的である。そのため、本節では、わが国の議論との対比という観点から、フランスでこの救済が承認された要因を探っていきたい。

このような観点から検討する場合、日仏の議論の次の三つの差異が特に重要である。

第一に、保険契約の解釈手法の差異が注目に値する。すなわち、わが国では保険契約の客観的解釈の原則が承認されているのに対して、フランスでは保険契約も通常の契約と同様に解釈されるものと考えられている点が、[100]相手方の信頼の実現という救済の認否に影響しているのである。なぜなら、この救済は、保険契約者の個別の認識を考慮した

契約解釈と同一の帰結を承認する点で、客観的解釈の原則と抵触するからである。わが国の判例がこの救済の承認について慎重な態度を取っている理由もここに求められる。他方で、保険契約を通常の契約と同様に解釈する場合にはこの救済の承認に支障はないため、これを認めるフランスでは、この救済が容易に承認され得たといえるのである。

第二に、両国間での民事責任ないし不法行為責任の理解の違いも重要である。なぜなら、わが国と異なりフランスでは、民事責任が損害の塡補のためだけでなく民事罰や損害発生の抑止という目的のためにも機能する制度として把握されていたために[101]、損害の塡補を超えた相手方の信頼の実現という救済の民事責任による承認が可能だったといえるからである。このような民事責任の理解は、現物賠償の承認や下級審裁判官の損害の評価権限に基づくものであり、表見代理法理の確立[102]との関係でも重要な意義を有してきたものであって、フランスの法形成について検討する際にも有益な視点を提供するものである[103]。

第三に、フランスでこの救済が一般的な情報提供義務違反に対する救済として承認されていることとの関係では、日仏間での情報提供義務論の射程の違いも注目に値する。すなわち、フランスの議論は、わが国の議論と異なり、多様な類型の契約で現れる様々な情報提供義務を広く扱うものであったために、保険契約に関連する情報提供義務違反に対して判例が承認した救済をも柔軟に一般私法上の情報提供義務の問題として検討することができたものと考えられるのである。多様な領域にまたがる一般理論を構築しようとする傾向は情報提供義務論以外の分野でのフランスの議論においてもみられるものであり、フランスでの議論の特徴といえる[104]。

以上の三点が、日仏間の議論の対比という観点から、フランスで情報提供義務違反に対して相手方の信頼の実現という救済が承認されていることの要因として本稿の範囲で指摘し得る点である。これらの要因は、契約解釈論と情報提供義務論とが接続されてこなかったわが国の議論の検証に際しても有益な視点を提供するといえよう。

㈢　小括

フランスの判例及び学説が情報提供義務違反に対して相手方の信頼を実現するという救済を承認している理由についての本章での検討は次のようにまとめられる。

まず、救済の妥当性の観点からは、保険契約では、保険料と保険金の間に特殊な関係が存すること、提供が求められる情報の多くが契約内容に関するものであること、及び、この救済によって生じる債務が履行不能を観念できない金銭債務であることから、この救済が妥当なものといえることがこの理由として挙げられる。また、日仏間の議論の対比という観点からは、わが国と異なり、フランスでは、保険契約の解釈手法が特殊なものと捉えられていないこと、民事責任が柔軟な制度として理解されていること、及び、情報提供義務論の射程が多様な事案類型を包摂するものであることが、この救済が一般的な情報提供義務違反に対する救済として承認される理由であると考えられるのである。

五　結びにかえて

最後に、これまでの検討をまとめた上で今後の検討課題を明らかにしたい。

これまでみてきたように、フランスでの議論は、保険契約に関連する事案における情報提供義務違反に対して判例の採用する相手方の信頼の実現という救済を学説が理論化するという形で展開されてきたものであった。そして、このような救済が承認される理由は、これが保険契約に関する事案に代表される一定の場面で妥当なものである点、並びに、フランスでの民事責任及び情報提供義務の理解がこの救済の一般的な情報提供義務違反に対する救済としての承認を許すものであった点に求められた。

このようなフランスでの議論において相手方の信頼の実現という救済を契約解釈という枠組で理論化する学説が提唱されていることは、わが国の議論との関係で興味深いものである。なぜなら、わが国で同様の救済を承認する場合、これを契約解釈により実現することが従来の議論と整合的だからである[105]。もっとも、不当条項に関する隠れた内容規制の問題に関して、契約解釈に過度の役割を期待すべきではないと指摘されていることに鑑みると[106]、この救済のどこまでを契約解釈によって把握すべきかについての検討も必要である。そして、フランスでの議論はこの検討に対しても有益な示唆を与えるものと思われる。なぜなら、本稿で確認してきたフランスの諸学説も含めて、フランスでは、相手方の信頼の実現という救済が当事者意思に還元できないことを前提に、そのどこまでを当事者の意思の合致を本質とする契約という制度により把握し得るのかを意識した議論が行われているからである。このため、今後は情報提供義務と契約解釈をめぐるフランスでの議論についてこのような問題を意識した分析が必要となろう。

なお、近時の欧州での私法調和のための議論[107]の中でも、情報提供義務違反により相手方が合理的に信頼した内容の契約上の債務を発生させるという救済が提案されており[108]、本稿でみてきたフランスでの議論は、これについて検討する際にも有益なものとなろう。

このように、本稿で検討したフランスの情報提供義務論は、わが国の議論に対して有益な示唆をもたらすものであるとともに、欧州での私法調和のための議論との関係でも考察に値するものであり、今後の更なる検討が必要となるものと考えている。

（1） 契約解釈に関連する研究は枚挙にいとまがないが、本稿で取り上げる問題との関係で特に重要な近時の研究として、山城一真「契約締結過程における『正当な信頼』と契約内容の形成（一）～（六・完）」早法八五巻二号（二〇一〇年）六九頁、四号六九頁、八六巻一号一一五頁、二号（二〇一一年）一七九頁、三号五七頁、四号一二七頁が挙げられる。

（2）本稿では「契約締結の判断に影響を及ぼすべき契約締結過程における情報提供義務」の意味で「情報提供義務」という語を用いる。

（3）わが国の議論を概観するものとして、潮見佳男『債権総論Ⅰ』（信山社・第二版・二〇〇三年）五六六頁参照。

（4）大塚哲也「わが国における契約解釈論と情報提供義務論の断絶」論究八八号（二〇一一年）一六七頁参照。

（5）M. FABRE-MAGNAN, De l'obligation d'information dans les contrats – Essai d'une théorie, LGDJ, 1992, n° 637 et s., p. 597 et s.

（6）北居功「望まれた契約」法セミ六八九号八二頁（二〇一二年）。

（7）山本敬三「消費者契約法と情報提供法理の展開」金法一五九六号（二〇〇〇年）一〇頁参照。

（8）保険契約では保険契約者側の告知義務も問題となるが、この問題は本稿の対象となるフランスでの議論の対象となっていないため、本稿の検討対象からも除外する。

（9）わが国の議論を概観するものとして、竹濱修「保険契約と説明義務・告知義務」判タ一一七八号（二〇〇五年）九二頁参照。

（10）二〇一〇年に施行された保険法中に規定が置かれなかった理由として、情報提供義務の法的性質及びその要件・効果の明確化が困難であったこと等が指摘されている。小林道生「保険者の情報提供義務」落合誠一・山下典孝編『新しい保険法の理論と実務』（経済法令研究会・二〇〇八年）六六頁以下、坂口光男「保険者の情報提供義務――ドイツ法理からの示唆をもとにして――」法論八二巻四・五号（二〇一〇年）一二三頁参照。

（11）保険研究会編『コンメンタール保険業法』（財経詳報社・一九九六年）四七五頁以下、小林・前掲注（10）六六頁参照。

（12）契約条項は、保険料や解約返戻金、契約者配当など保険契約に関する事項全般を含むものと解されている。山下友信『保険法』（有斐閣・二〇〇五年）一六九頁参照。

（13）かかる重要事項は、保険契約者が保険契約の締結の際に合理的な判断をなすために必要となる事項をいい、当該保険契約の種類、性質等に応じて判断されるものと解されている。具体的には保険料額や保険金額がこれに当たるといわれているが、重要性の判断で個別的事情をどこまで考慮するかについては議論がある。保険研究会編・前掲注（11）四七六頁、木下孝治「損害保険代理店の説明義務と顧客による商品選択」損保五八巻二号（一九九六年）二〇〇頁以下、石田満『保険業法二〇一二』（文眞堂・二〇一一年）六三六頁参照。

(14) 山下・前掲注（12）一六九頁以下、石田・前掲注（13）一六五頁以下参照。

(15) 従来の情報提供義務論では主に契約目的物の性状（不動産売買）や当該取引により生じる利益予測（フランチャイズ契約）、当該取引に内在するリスク（投資取引）についての情報提供が議論の対象とされてきた。大塚・前掲注（4）一七四頁参照。

(16) もっとも、消費者契約法三条一項や割賦販売法及び特定商取引法上の諸規定にみられるように、個別の立法で契約内容についての情報提供義務が規定されることは少なくない。

(17) 木下・前掲注（13）一七四頁以下、小林道生「保険募集における説明義務と民事責任」損保六一巻三号（一九九九年）八〇頁以下、九八頁以下、小笠原奈菜「当事者が望まなかった契約の適正化と情報提供義務（一）」山法四七号（二〇一〇年）一六頁以下参照。

(18) 最判平成一〇年九月二九日交民三一巻六号二〇二四頁（同居親族所有車の運転中の事故がドライバー保険による担保の対象とならないことの説明がなされなかった事案）。

(19) 札幌地判昭和五四年三月三〇日判時九四一号一一一頁、東京高判昭和五七年一一月三〇日判タ四九〇号一五二頁、東京高判平成三年六月六日判時一四四三号一四六頁。

(20) 函館地判平成一二年三月三〇日判時一七二〇号三三頁、最判平成一五年一二月九日民集五七巻一一号一八七頁。

(21) 変額保険における情報提供義務に関しては、松本恒雄「変額保険の勧誘と説明義務」金法一四〇七号（一九九五年）二〇頁参照。

(22) 竹濱・前掲注（9）九二頁参照。

(23) 潮見佳男「規範競合の視点から見た損害論の現状と課題（一）」ジュリ一〇七九号（一九九五年）九四頁参照。

(24) 山下・前掲注（12）一八八頁参照。

(25) 小林・前掲注（17）九八頁以下、山下・前掲注（12）一九一頁以下参照。

(26) 小林・前掲注（17）一一三頁以下、山下・前掲注（12）一九二頁以下参照。

(27) 認容例として東京地八王子支判平成二年五月二五日判時一三五八号一三八頁（過失相殺六割）、棄却例として東京高判平成元年一二月二一日判時一三四一号九二頁、大阪高判平成一三年一〇月三一日判時一七八二号一二四頁がある。

(28) 約款の解釈について、河上正二『約款規制の法理』（有斐閣・一九八八年）二五七頁以下、潮見佳男『注釈民法（一三）』

［谷口知平・五十嵐清編］（有斐閣・新版補訂版・二〇〇六年）一八二頁以下、上田誠一郎「約款による契約の解釈」同『契約解釈の限界と不明確条項解釈準則』（日本評論社・二〇〇三年）二四三頁以下参照。

(29) 約款条項に対する不当条項規制に関して、河上・前掲注（28）二九五頁以下、潮見・前掲注（28）一八二頁以下参照。また、近時の研究として、大澤彩『不当条項規制の構造と展開』（有斐閣・二〇一〇年）がある。

(30) 保険契約の錯誤無効を認める判決として、東京地判平成六年五月三〇日判時一四九三号四九頁、東京地判平成八年七月三〇日判時一五七六号一〇三頁、横浜地判平成八年九月四日判時一五八七号九一頁、東京地判平成九年六月九日判時一六三五号九五頁、大阪高判平成一五年三月二六日金判一一八三号四二頁、横浜地判平成一六年六月二五日金判一一九七号一四頁、東京高判平成一六年二月二五日金判一一九七号四五頁等がある。

(31) 代表的なものとして、後藤巻則「フランス契約法における詐欺・錯誤と情報提供義務（一）～（三・完）」民商一〇二巻二号（一九九〇年）一八〇頁、三号三一四頁、四号四四二頁参照。

(32) 大塚・前掲注（4）一六九頁以下参照。

(33) 認容例として、札幌地判昭和五四年三月三〇日判時九四一号一一一頁（自動車保険契約中の二六歳未満不担保特約について説明がなされなかった事案）、大阪地判昭和五五年五月二八日判時九八〇号一一八頁（自動車保険普通保険約款中の車両条項について誤った説明がなされた事案）参照。また、建物建築請負契約に付随する生命保険付き提携ローンにつき十分な説明がなされなかった事案に関する浦和地判昭和五五年一〇月一五日判タ四三一号一三三頁は情報提供義務違反を理由に請負業者の代金請求が信義に反するとした。

(34) 江頭憲治郎『商取引法』（弘文堂・第七版・二〇一〇年）四一七頁、小林・前掲注（17）八三頁参照。

(35) 小林・前掲注（17）八三頁参照。

(36) 小林・前掲注（17）八五頁以下参照。

(37) 山下・前掲注（12）一一七頁、江頭・前掲注（34）四一七頁、山下友信・米山高生編『保険法解説』（有斐閣・二〇一〇年）一二六頁参照。

(38) フランスの情報提供義務論を紹介する邦語文献として、柳本祐加子「フランスにおける情報提供義務に関する議論について」早研四九号（一九八九年）一六一頁、後藤・前掲注（31）、馬場圭太「フランス法における情報提供義務理論の生成と展開（一）（二・完）」早法七三巻二号（一九九七年）五五頁、七四巻一号（一九九八年）四三頁参照。

(39) F. TERRÉ, Ph. SIMLER et Y. LEQUETTE, *Les obligations*, 10e éd., 2009, n°258, p. 266 et s. 実定法上の情報提供義務についての検討の嚆矢となった論考として、M. DE JUGLART, L'obligation de renseignements dans les contrats, RTDciv. 1945, p. 1 参照。

(40) 馬場・前掲注（38）（11）八三頁参照。

(41) A. BÉNABENT, *Les obligations*, 12e éd., Montchrestien, 2010, n°282, p. 217 に挙げられている諸判決を参照。

(42) 他方で、馬場・前掲注（38）（11）八一頁は、フランスでは投資取引における情報提供義務が独自の問題類型として現れていないと指摘する。

(43) 馬場・前掲注（38）（11）八二頁参照。

(44) A. BÉNABENT, *supra* note 41, n°282, p. 218.

(45) 馬場・前掲注（38）（11）八二頁以下は、フランスでの情報提供義務に関する要件論が、要件と効果が条件関係で結びつく伝統的な意味での要件論とは異なることを指摘する。

(46) F. TERRÉ, Ph. SIMLER et Y. LEQUETTE, *supra* note 39, n°258, p. 267.

(47) TGI Paris 26 juin 1973, D. 1974, p. 185, n. W. RABINOVITCH, RTDciv. 1974, p. 604, obs. G. DURRY ; Civ 1, 16 avril 1975, D. 1976, p. 514, n. A. CHIREZ, RTDciv. 1976, p. 139, obs. G. DURRY ; Civ 1, 13 juillet 1982, B. I n° 264, p. 227, D. 1983, IR 257, obs. F. ALAPHILIPPE et J.-P. KARAQUILLO, D. 1983, p. 225, n. E. AGOSTINI ; Civ 1, 3 novembre 1983, JCP 1984 II 20147, concl. GULPHE, RTDciv. 1984, p. 322, n°5, obs. G. DURRY, RGAT 1985, p. 107.

(48) 代表的なものとして、保険契約の締結に先立ち保険契約者に保険料及び担保に関する情報提供カード等を交付することを保険者に要求する保険法典 L. 一一一―一二条がある。保険契約における情報提供義務に関する立法について、山野嘉朗「情報提供義務と曖昧条項規制」同『保険契約と消費者保護の法理』（成文堂・二〇〇七年）四七頁参照。

(49) A. DANIS-FATÔME, *Apparence et contrat*, LGDJ, 2004, n°387, p. 245.

(50) Civ 1, 25 février 1986, B. I n°37, p. 33, D. 1987, Som. p. 182.

(51) Civ 1, 10 février 1987, B. I n°44, p. 32.

(52) 山野嘉朗「保険約款における免責条項の明確・限定性」同・前掲注（48）七一頁以下で紹介されている諸判決を参照。

(53) Civ 1, 22 février 1984, D. 1984, p. 386, n. Cl.-J. BERR et H. GROUTEL. 同様の判断を行う判決として、リヨン控訴院一九

八九年四月二七日判決（CA Lyon 27 avril 1989, D. 1989, IR 156, RTDciv. 1990, p. 466, obs. J. MESTRE）参照。この判決において、リヨン控訴院は団体保険契約の契約者たる銀行の借主に対する情報提供義務違反に対する救済として、貸主の財産上に銀行が設定した抵当権の解消を命じている。

(54) Civ 1, 6 mai 1985, B. I n° 137, p. 127.

(55) 現在では、保険法典L.一四一―四条が団体保険契約者の情報提供義務を定めている。

(56) Civ 1, 17 février 1987, B. I n° 56, p. 41.

(57) Civ 1, 28 janvier 1992, B. I n° 26, p. 19.

(58) Civ 1, 21 mai 1990, B. I n° 113, p. 81.

(59) この判決は控訴院の判決を破棄したに留まるものである。

(60) 前掲注（55）参照。

(61) Civ 1, 4 octobre 1978, B. I n° 292, p. 227.

(62) CA Paris 30 mars 1989, D. 1989, IR, p. 141.

(63) Civ 1, 16 juillet 1986, B. I n° 209, p. 200.

(64) 破毀院民事第一部一九八二年七月一三日判決（Civ 1, 13 juillet 1982, B. I n° 264, p. 227, D. 1983, IR）及び一九八九年一〇月二五日判決（Civ 1, 25 octobre 1989, JCP 1990 II 21458, n. J. HAUSER）も、スポーツ競技会の主催者等に対して競技中の事故による損害を塡補するための保険契約の内容に関する情報提供義務違反を認めるが、これらはかかる義務違反を否定した原判決を破棄するに留まるものである。また、破毀院民事第一部一九九七年二月四日判決（Civ 1, 4 février 1997, D. 1998, SC, p. 50, obs. H. GROUTEL）及び民事第二部一九九七年三月一九日判決（Civ 2, 19 mars 1997, B. II n° 89, p. 45, D. 1998, SC, p. 50, obs. H. GROUTEL, D. 1999, SC, p. 87 et s., obs. J. MOULY）は、かかる義務違反による損害が機会の喪失であることを理由に保険金相当額の損害賠償を否定する。

(65) これらの裁判例は情報提供義務違反と履行利益的損害との間の因果関係を要求するものでないことから、かかる救済は履行利益賠償型の救済とも性質を異にするといえる。

(66) J. MESTRE, De quelques nouvelles avancées de l'obligation de renseignement, RTDciv. 1990, p. 465, n° 3.

(67) M. FABRE-MAGNAN, *supra* note 5, n° 682, p. 534 et s. ; A. DANIS-FATÔME, *supra* note 49, n° 386 et s., p. 244 et s.

（68） G. VINEY et P. JOURDAIN, *Les effets de la responsabilité*, 3e éd., LGDJ, 2011, n° 88, p. 228 et s.

（69） 売買契約の目的物である動産の性状についての情報提供義務に関する破毀院商事部一九八六年六月二五日判決（Com, 25 juin 1980, B. IV n° 276, p. 223）や不動産賃貸借契約における賃貸人の負担についての情報提供義務に関するパリ控訴院一九八五年七月九日判決（CA Paris, 9 juillet 1985, inédit, cité par J. Ghestin, La formation du contrat, LGDJ, 3e éd., 1993, n° 674, p. 653）等。

（70） 以下で紹介するフランスの学説も、一般的な情報提供義務違反に対する救済という観点からかかる救済を理論化するものである。

（71） G. VINEY et P. JOURDAIN, *supra* note 68, n° 88, p. 228 ; G. VINEY et P. JOURDAIN, *Les conditions de la responsabilité*, 3e éd., LGDJ, 2006, n° 280, p. 95, n° 369-1, p. 227.

（72） フランスでの民事罰については、廣峰正子「民事責任における抑止と制裁（一）（二・完）」立命二九七号（二〇〇四年）一二二頁、二九九号（二〇〇五年）二七〇頁参照。

（73） S. Carval, *La responsabilité civile dans sa fonction de peine privée*, LGDJ, 1995, n° 246, p. 273 et s.

（74） Ibid., n° 18 et s., p. 19 et s.

（75） Ibid., n° 200 et s., p. 216 et s.

（76） 以下の学説について、山城・前掲注（1）（五）七九頁以下参照。

（77） M. FABRE-MAGNAN, *supra* note 5, n° 637 et s., p. 507 et s.

（78） Ibid., n° 683 et s., p. 535 et s.

（79） J. GHESTIN, *supra* note 69, n° 666 et s., p. 647 et s.

（80） 他の学説からの反応について、山城・前掲注（1）（四）二三五頁以下参照。

（81） A. DANIS-FATÔME, *supra* note 49, n° 376 et s., p. 329 et s.

（82） かかる情報は黙示的に提供されることもあるとされている。M. FABRE-MAGNAN, *supra* note 5, n° 654, p. 516.

（83） Ibid., n° 637, p. 507.

（84） A. DANIS-FATÔME, *supra* note 49, n° 385 et s., p. 244 et s.

（85） Ibid., n° 408 et s., p. 256 et s. これについては、さらに、F. LABARTHE, *La notion de document contractuel*, LGDJ, 1994, n°

136 et s., p. 100 et s. 参照。

（86） A. DANIS-FATÔME, *supra* note 49, n° 377, p. 329.

（87） Ibid., n° 403 et s., p. 253 et 254.

（88） Ibid., n° 953, p. 582.

（89） Ibid., n° 385, p. 244.

（90） C. GRIMALDI, *Quasi-engagement et engagement en droit privé, recherches sur les sources de l'obligation*, Defrénois, 2007.

（91） Ibid., n° 252 et s., p. 114 et 115.

（92） 広告書面の契約への取り込みに関する問題が指摘されている。D. HOUTCIEFF, *Le principe de cohérence en matière contractuelle*, PUAM, 2001, n° 526 et s., p. 442 et s.

（93） Ibid., n° 57, p. 65.

（94） J. BIGOT, Les documents contractuels, in J. BIGOT（dir.）, *Traité de droit des assurances*, t. 3, LGDJ, 2004, n° 431 et 445, p. 320 et 331.

（95） 提供が求められる情報が一見したところ契約内容に関するものでないときでも、当該情報の真実性が契約の条件や前提という形で契約内容化され得る場合には、かかる契約内容化についての相手方の信頼を実現することの必要性を承認できよう。

（96） J. BIGOT, Notions générales, in *supra* note 94, n° 74, p. 48.

（97） 債務が有効に成立するためには原則として当該債務が実現可能なものでなければならないと考えられている。Ph. MALAURIE, L. AYNÈS et Ph. STOFFEL-MUNCK, *Les obligations*, 5e éd., 2011, n° 600, p. 300 ; F. TERRÉ, Ph. SIMLER et Y. LEQUETTE, *supra* note 39, n° 271 et s., p. 285 et s., n° 299, p. 313 et 314.

（98） この点との関係では、フーブル・マニャンが、情報提供義務者による相手方の期待の実現可能性をかかる救済の要件としていたことが示唆的である。M. FABRE-MAGNAN, *supra* note 5, n° 664 et s., p. 521 et s.

（99） 情報提供義務者の意思が欠ける場合にもかかる救済を認めることの妥当性については、なお問題となるものと思われる。

（100） Y. LAMBERT-FAIVRE et L. LEVENEUR, *Droit des assurances*, 13e éd., Dalloz, 2011, n° 134, p. 132 ; M.–H. MALEVILLE, L'interprétation des contrats d'assurance terrestre, LGDJ, 1996, n° 1 et s., p. 3 et s.

（101） G. VINEY et P. JOURDAIN, *supra* note 68, n° 1 et s., p. 1 et s.

(102) フランスでの表見代理法理の生成について、武川幸嗣「フランスにおける表見代理法理の意義と機能」横市四七巻一号（一九九六年）一二九頁参照。

(103) 法形成における損害賠償法の機能について、武川幸嗣「契約の有効・無効と損害賠償の関係」山田卓生先生古稀記念『損害賠償法の軌跡と展望』（日本評論社・二〇〇八年）五〇七頁、内山敏和「意思形成過程における損害賠償法の役割についての一考察」早法八四巻三号（二〇〇九年）二八三頁参照。

(104) 森田宏樹「契約」北村一郎編『フランス民法典の二〇〇年』（有斐閣・二〇〇六年）三二一頁参照。特に情報提供義務の理論化との関係では、X. THUNIS, L'obligation précontractuelle d'information : un terrain de choix pour la construction doctrinale, in Mélanges M. Cabrillac, Litec, 1999, p. 313 et s. 参照。

(105) 具体的には契約の規範的解釈が問題となる。なお、契約の規範的解釈という枠組で契約締結過程における当事者の信頼の契約内容への取り込みを提唱する近時の論考として、山城・前掲注（1）（六・完）一九六頁以下参照。

(106) 安永正昭「保険契約の解釈と約款規制」商事一三三〇号（一九九三年）二四頁参照。

(107) 欧州での私法調和のための議論について、北居功「EU契約法」庄司克宏編『EU法実務編』（岩波書店・二〇〇八年）二二九頁参照。

(108) 例えば、アキ原則（ACQP）二章二〇八条二項や共通参照枠草案（DCFR）二章三節一〇九条二項にこのような考え方が現れている。大中有信「共通準拠枠草案における契約締結前の情報提供義務（一）（二・完）」法政ロー五巻一号（二〇〇九年）五七頁、六巻一号（二〇一〇年）四七頁、大塚・前掲注（4）一九二頁参照。

〔付記〕 本研究は科研費（10J04917）の助成を受けたものである。

大塚　哲也（おおつか　てつや）
所属・現職　慶應義塾大学大学院法学研究科後期博士課程
日本学術振興会特別研究員ＤＣ
最終学歴　慶應義塾大学大学院法学研究科前期博士課程
専攻領域　民法
主要著作　「わが国における契約解釈論と情報提供義務論の断絶」『法学政治学論究』第八八号（二〇一一年）